

中小会社の計算書類の信頼性の確保

——北欧諸国等・オセアニア諸国・カナダ

弥 永 真 生

- 1 EU
 - (1) 会計指令
 - (2) 法定監査指令
- 2 欧州諸国における中小会社の計算書類の信頼性の確保
 - (1) 法定監査
 - (2) レビューなど
- 3 オーストラリア
- 4 ニュージーランド
- 5 カナダ

1 EU

(1) 会計指令

EU 会計指令¹⁾34条1項は、構成国は、社会的影響度の高い事業体（public-interest entities）、中規模および大規模企業の財務諸表が指令2006/43/ECに基づいて法定監査を行うことを構成国が認める1人または複数の法定監査人または監査事務所によって監査されることを確保しなければならないと規定し、同条2項は連結財務諸表について第1項を準用している。ここで、社会的影響度

1) Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC, OJ L 182, 29.6.2013, p.19.

の高い事業体とは規制市場に上場している有価証券を発行しているもの、銀行等（credit institution）、保険会社および構成国が社会的影響度の高い事業体として指定したものをいい（2条1号）、大規模企業とは総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均被用者数250人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えるもの（3条4項）、中規模企業とは総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均被用者数250人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えず、かつ、小規模企業（総資産額400万ユーロ〔構成国は600万ユーロまで引き上げることができる〕、純売上高800万ユーロ〔構成国は1200万ユーロまで引き上げることができる〕、平均被用者数50人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えないもの。3条2項）でも極小企業（総資産額350万ユーロ、純売上高700万ユーロ、平均被用者数10人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えないもの。3条1項）でもないものをいう（3条3項）。

また、会計指令の下では、社会的影響度の高い事業体が企業集団に含まれない場合には、小規模集団は連結財務諸表の作成義務を負わず、構成国は中規模集団についても作成義務を免除できるものとされている（23条1項2項）。そして、小規模集団とは、連結ベースで、総資産額400万ユーロ〔構成国は600万ユーロまで引き上げることができる〕、純売上高800万ユーロ〔構成国は1200万ユーロまで引き上げることができる〕、平均被用者数50人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えないものをいい（3条5項）、中規模集団とは、連結ベースで、総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均被用者数250人という3つの閾値のうち2つ以上の閾値を超えないが小規模集団ではないものをいう（3条6項）。

(2) 法定監査指令

2014年改正後 EU 法定監査指令²⁾26条5項は、「構成国が小規模企業の法定

2) Directive 2014/56/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, OJ L158, 27.5.2014, p. 196

監査を要求する場合には、構成国は第1項にいう監査基準の適用がそのような企業の活動の規模と複雑性に見合った（proportionate）ものとなるよう定めることができる。構成国は小規模企業の法定監査への監査基準の見合った適用を確保するための措置を講じることができる。」と規定している³⁾。

2 欧州諸国における中小会社の計算書類の信頼性の確保

(1) 法定監査

[EU 構成国および若干の非 EU 欧州諸国の状況] (ユーロへの換算は、2006 年分も 2020 年時点の換算率で行っている)

	総資産額 (ユーロ)			純売上高 (ユーロ)			平均被用者数
	2020	2006	引上げ率	2020	2006	引上げ率	2020
オーストリア	5,000,000	3,650,000	37%	100,000,000	7,300,000	37%	50
ベルギー	4,500,000	3,650,000	23%	9,000,000	7,300,000	23%	50
ブルガリア	1,000,000	500,000	100%	2,000,000	1,000,000	100%	50
クロアチア	2,000,000	情報を入手 できず	n/a	4,000,000	情報を入手 できず	n/a	25
キプロス	0	3,400,000	- 100%	0	7,000,000	- 100%	0
チェコ	1,500,000	1,350,000	11%	3,000,000	2,700,000	11%	50
デンマーク *	6,000,000	200,000	2900%	12,000,000	400,000	2900%	50
エストニア *	2,000,000	320,000	525%	4,000,000	640,000	525%	50
フィンランド	100,000	0		200,000	0		3
フランス	4,000,000	1,550,000	158%	8,000,000	3,100,000	158%	50
ドイツ	6,000,000	4,015,000	49%	12,000,000	8,030,000	49%	50
ギリシャ	4,000,000	1,500,000	167%	8,000,000	3,000,000	167%	50
ハンガリー	0	情報を入手 できず	n/a	965,000	情報を入手 できず	n/a	50
アイスランド	1,400,000	700,000	100%	2,800,000	1,400,000	100%	50

(次頁へ続く)

3) もっとも、改正指令の前文 (12) は「国際的な監査基準はすべての法域においてすべての規模の、そしてすべてのタイプの事業体に用いることができるように作られているので、構成国の所轄当局は国際的な監査基準の適用範囲を評価するにあたって小規模会社の事業の規模と複雑性を考慮に入れなければならない。この点で構成国が採用する規定や措置は法定監査人または監査事務所が国際的な監査基準に従って法定監査を行うことを不可能にするものであってはならない。」と述べている。

（前頁から続き）

	総資産額（ユーロ）			純売上高（ユーロ）			平均被用者数
	2020	2006	引上げ率	2020	2006	引上げ率	2020
アイルランド	6,000,000	1,905,000	215%	12,000,000	1,500,000	700%	50
イタリア	4,000,000	3,125,000	28%	4,000,000	6,250,000	- 36%	20
ラトビア*	800,000	140,000	471%	1,600,000	280,000	471%	50
リトアニア	1,800,000	1,450,000	24%	3,500,000	2,900,000	21%	50
ルクセンブルク	4,400,000	3,125,000	41%	8,800,000	6,250,000	41%	50
マルタ	46,600	46,600	0%	93,000	93,000	0%	2
オランダ	6,000,000	3,650,000	64%	12,000,000	7,300,000	64%	49**
ノルウェー	2,500,000	0		625,000	0		10
ポーランド	2,500,000	2,500,000	0%	5,000,000	5,000,000	0%	50
ポルトガル	1,500,000	1,500,000	0%	3,000,000	3,000,000	0%	50
ルーマニア	3,500,000	3,650,000	- 4%	7,000,000	7,300,000	- 4%	50
スロバキア	2,000,000	500,000	300%	4,000,000	1,000,000	300%	30
スロベニア	4,000,000	3,650,000	10%	8,000,000	7,300,000	10%	50
スペイン	2,850,000	2,374,000	20%	5,700,000	4,748,000	20%	50
スウェーデン	150,000	0		300,000	0		3
スイス	18,203,000	0		36,405,000	0		250
連合王国	6,541,000	4,100,000	60%	13,082,000	8,200,000	60%	50

* デンマーク、エストニアおよびラトビアは、より小規模の会社にもレビュー（監査を受けることを選択してもよい）を受けることを義務付けている。

** オランダは総資産額および純売上高の閾値を現在のレベルに引き上げた際に、平均被用者数の閾値を50人から49人に引き下げた。

EC 会社法第4号指令および同第7号指令の改正ならびに会計指令の制定により、構成国が法定監査を求めることを要しない会社の範囲は徐々に拡大されてきた。これを背景に、大多数の構成国およびEEA 諸国は法定監査を義務付ける会社の範囲を狭めてきた。これは、中小企業の負担を軽減することを目的とするものである。

明白に要求が拡大されたのはキプロスであり⁴⁾、また、イタリアでも2019年に要求が拡大された。すなわち、イタリアでは、倒産法の制定（Legge 19

4) キプロスにおいては、従来から、規模にかかわらず、税法により財務諸表監査を受けることが要求されており、実務上は、会社は監査を受けていたため、2016年9月16日以降、会社法上もすべての会社に法定監査を受けることを要求することとされた。なお、マルタにおいても、規模にかかわらず、税法により財務諸表監査を受けることが要求されている。

ottobre 2017, n. 155 Delega al Governo per la riforma delle discipline della crisi di impresa e dell'insolvenza) に際して、早期警戒の必要が認識され、外部監査人または監査役会 (collegio sindacale) の設置が求められる閾値が、改正前には、総資産額 440 万ユーロ、純売上高 880 万ユーロ、平均被用者数 50 人であったのに対し、2019 年 1 月 12 日立法命令第 14 号 (Decreto Legislativo 12 gennaio 2019, n. 14) による改正では総資産額 200 万ユーロ、純売上高 200 万ユーロ、平均被用者数 10 人に引き下げられた。もっとも、これでは、負担が重すぎるということから、2019 年 4 月 18 日立法命令第 32 号 (Decreto Legislativo 18 aprile 2019, n. 32) による改正により、総資産額 400 万ユーロ、純売上高 400 万ユーロ、平均被用者数 20 人とされた (市民法典 2477 条 3 項)。

他方、とりわけ、北欧諸国では法定監査要求が大幅に縮小されてきた (スウェーデンは 2010 年に、ノルウェーは 2011 年に、フィンランド⁵⁾は 2006 年に、それぞれ、一定の小規模会社・零細会社について、法定監査を要求しないこととした。また、デンマークは、2006 年、2010 年および 2013 年と 3 回にわたって閾値を引き上げた)。

とはいえ、依然として、スウェーデンおよびフィンランドの閾値は低いため、閾値を引き上げることが検討されてきた。たとえば、2017 年に、スウェーデンでは、議会の下に置かれている独立機関としての国家監査局 (Riksrevisionen) が「小規模株式会社の監査義務の廃止—費用が便益を上回る改革」という報告書 (Riksrevisionen [2017])⁶⁾をまとめた。そこでは、影響度調査に基づき、監査は中小企業にとっても公益にとっても価値があるとされていた。とりわけ、中小企業に対して監査を受けることを求めないことは、経済にとっての様々なリスク、中でも、会計上の誤謬、脱税および経済犯罪のリスクを高めると指摘

5) ただし、2006 年改正前には、小規模な会社には無資格者による監査が認められていた。なお、会計専門職について、ノルウェーは規制しているが、スウェーデン、デンマークおよびフィンランドでは規制が加えられていない。

6) 要約 (英語) <https://www.riksrevisionen.se/download/18.26c2548c1616574394b157/1518435480894/RiR_2017_35_REVISIONSPLIKT_SUMMARY.PDF>がある。

されていた⁷⁾。そこで、この調査結果に基づき、スウェーデンでは監査の対象とされる企業の閾値のさらなる引き上げは行われなかった。

また、フィンランドにおいても、2018年に公表された経済・雇用省のワーキンググループの報告書「監査法および管理上の負担の軽減に関するワーキンググループの覚書」において、閾値を引き上げ、会計法上の零細会社（直近2会計年度において、総資産額35万ユーロ、純売上高70万ユーロ、平均被用者数10人という3つの閾値について2つ以上みたさない会社）については監査を要求しないことが提案された（Työ- ja elinkeinoministeriö [2018] s.4）⁸⁾。この報告書作成の過程において、フィンランド事業者連盟（Suomen Yrittäjät）は、管理コストの負荷を軽減する必要があると、多くの中小会社は会計事務所に記帳および財務諸表の作成を委託しており、さらに監査を受けさせる必要性は乏しく、監査人は脱税や経済犯罪の検査役ではないのだから、閾値を引き上げても脱税や経済犯罪に対して重要な影響を与えないという意見を表明した⁹⁾。また、金融サービス庁（Finanssivalvonta）も閾値の引き上げには賛成した¹⁰⁾。しかし、フィンランド監査人協会（Suomen Tilintarkastajat）、フィンランド産業連盟（Elinkeinoelämän keskusliitto）およびフィンランドベンチャーキャピタル協会（Suomen pääomasijoitusyhdistys）などは、低い腐敗と不正がフィン

7) 監査人を設置しない会社は経済犯罪を犯す可能性が相対的に高く、監査を受ける義務の廃止は、会社が犯罪の道具として用いられる可能性が高いと指摘したものとして、Ekobrottsmyndigheten [2016] も参照。

8) 2017年には約7万社の会社が監査を受けることを要求されていた。これに対して、かりに、閾値を零細会社のレベルまで引き上げると約3万社のみが、EU指令の要求水準に合わせて、小規模会社のレベルまで引き上げると約3000社のみが監査を受ける義務を負うことになる予想されていた（Työ- ja elinkeinoministeriö [2018] s.66-73）。

9) Suomen yrittäjät, Lausunto tilintarkastusrajojen nostoa koskevasta hallituksen esityksestä (2.10.2018) <<https://www.yrittajat.fi/statement/596189-lausunto-tilintarkastusrajojen-nostoa-koskevasta-hallituksen-esityksesta>>.

10) Finanssivalvonta, Kurjallinen yhteenvedo : Hallinnon tarkastus ja tilintarkastusvelvollisuuden rajat (25.10.2016) <<https://www.finanssivalvonta.fi/globalassets/fi/saantely/lausunnot/2016/251016.pdf>>.

ランドの経済社会に対する信頼を裏付けているなどとして反対した（Työ-ja elinkeinoministeriö [2018] s.64-65）。このような意見を背景として、政府は、監査義務を負う会社の閾値の引き上げを内容とする法案を議会に提出することを見送った（小規模会社については監査に代わる保証サービスを受けることを要求することを検討することとしたことについては、後述(2)3)）。

また、ノルウェーでは、2011年に、一部の会社について、監査を受ける義務を免除したが、それに至る過程で、法定監査義務委員会は、——有力な反対意見は存在したもの——「小規模株式会社に監査を受ける義務を課すことを廃止することは、それらの会社の財務諸表および税務申告書の信頼性を低下させ、脱税を増加させる可能性がある。とりわけ、会社が認可会計士を用いていない場合には、これがあてはまる。さらに、財務当局はどの会社が不適切な財務諸表および税務申告書を提出するか、または重要な会計上の違反を犯したかについての重要な情報を失うことになる。監査を受ける法定の義務の免除が税務当局に対する統制資源の増加によって埋め合わせられない限り、会社の財務諸表および税務申告書の質の低下は国および地方公共団体の税収を低下させるという結果となることが最もありうる帰結である。」との見解を示した（Revisjonspliktutvalget [2008] s.62）。また、税務当局は、監査人がいないことを、納税者が情報の非対称性を増加させたいと望んでいることのシグナルであると捉える可能性があるとも指摘されていた（Eriksen [2010]）。

そして、ノルウェーにおいては、税務当局のデータによると、監査人を利用する企業は脱税しようとしにくい傾向があるという研究結果（Haugen/Nygren [2015]）があり、監査を受けることを止めた小規模株式会社は監査人を用いている会社に比べると税務上、より果敢であるとも主張されている（Nygaard [2016]）。そして、監査人を用いない会社において脱税が増加しているという証拠は見出されなかったものの、法定監査義務委員会の予想通り、監査を受ける法定の義務を廃止した後、監査人も会計士もない会社については、財務当局への財務報告の質が低下しているという研究結果も存在する（Langli [2015]）¹¹⁾。

他方、デンマークにおいては、スウェーデンの国家監査局の2017年報告書を背景として、産業庁が監査を受ける義務の緩和の影響についての調査を行い、2018年12月に、監査の意義と監査を受ける義務を緩和した過去の改正の影響について、「監査を受ける義務の将来における必要性の調査」¹²⁾という報告書を作成し、公表した。

この調査によると、年度決算書における会計上の誤謬との関係では、監査を受ける義務は重要な影響を与えていない。すなわち、いずれにしても誤謬の発生率は低いが、監査人が監査であれその他の保証サービスであれ関与している場合には、関与していない場合に比べて優位に誤謬の発生率は低い。また、監査済財務諸表を有する会社は付加価値税の申告においては、誤謬が有意に少ないが、所得税申告における誤謬との関係では有意な差は認められなかった。故意に不正を行い、経済犯罪を犯そうとする会社については、監査では違法行為を発見することはできない。

多くの会社は、利用可能な4つの保証サービス（監査、拡張されたレビュー、レビュー、財務諸表の調製）を任意に選択しており、監査を受けることを止めると金融コストが上昇する可能性が高いが、監査を受けないことによる監査報酬の節約は、2017年においては、16億クローネに上ると推計されるとされた。

なお、財務諸表の質は、財務諸表の登録義務によって影響を受けていると指摘されている。すなわち、iXBRL形式で財務諸表を登録当局に提出することが義務付けられており、システムが、財務諸表が一定の閾値をみたしていないなど、財務諸表中の重要な誤謬を識別したときには登録できないからである。他方、システムは、財務諸表に主要な区分が含まれているかどうか、法定されている項目が含まれているかどうか、および、一定の数値の首尾一貫性をチェッ

11) なお、2010年にはすべての有限責任会社が監査人を設置していたのに対し、2014年末には58%の有限責任会社のみが監査人を設置しているにとどまった（Brønnøysundregistrene [2015]）。

12) Undersøgelse af det fremadrettede behov for revisionspligt <<https://www.ft.dk/samling/20181/almdel/SAU/bilag/75/1983953.pdf>>

クすることができ、システムが財務諸表に誤謬がありうると認識したに過ぎない場合には、登録は可能であるものの、システムでは、財務諸表に誤謬が存在する可能性が識別されたと表示される。

これを背景として、デンマークにおいては、監査を要求する閾値を引き下げべきかどうか、また、小規模の会社に監査より簡略な保証サービスを受けることを要求すべきかについて議論があるものの、現時点では法改正の動きはみられない。

小規模会社が監査を受ける義務をめぐる北欧における議論では、このように、経済犯罪、とりわけ、脱税の抑止との関連で、義務の免除に対して消極論が唱えられてきた（唱えられている）ことが1つの特徴である。

(2) レビューなど

(1)で見たように、デンマークでは、法定監査を受けることを義務付ける会社の範囲を大幅に縮小したが、他方で、監査をうけない場合には拡張されたレビューを受けることを要求している¹³⁾。法定監査が要求されない会社に対して、レビューを受けることを要求している国として、エストニアとラトビアが存在する。また、フィンランドでは、現在、この選択肢を検討している。

1) エストニア

EUの指令を国内法化する際に、国際監査基準に従った監査を中小規模の会社について適用することはやり過ぎであるが、同時に、中小会社の株主や社員は会社の計算書類の信頼性についての保証、外部の専門家の見解を必要とし、また、価値を見出すと考えられたため、計算書類のレビュー（ülevaatatus）を一定の小規模会社についても要求することとされた（Arengeu [2019]）。すなわち、2020年改正後監査人業務法¹⁴⁾は、売上高400万ユーロ、総資産額200万

13) 弥永 [2014] 参照

14) Audiitortegevuse seadus, RT I 2010, 9, 41

ユーロ、平均被用者数50人という3つの閾値のうち2つ以上を超えた企業、または、売上高1200万ユーロ、総資産額600万ユーロ、平均被用者数180人という3つの閾値のうち1つでも超えた企業などの年度計算書類は監査を受けなければならないと定めており（91条）、さらに、その事業年度において、売上高160万ユーロ、総資産額80万ユーロ、平均被用者数24人という3つの閾値のうち2つ以上を超えた企業、または、売上高480万ユーロ、総資産額240万ユーロ、平均被用者数72人という3つの閾値のうち1つでも超えた企業の年度計算書類はレビューを受けなければならないと定めている（レビューに代えて監査を受けることも選択できる）（92条）。

	3つのうち2つ以上			3つのうち1つでも		
	売上高 (100万ユーロ)	総資産額 (100万ユーロ)	平均被用者数 (人)	売上高 (100万ユーロ)	総資産額 (100万ユーロ)	平均被用者数 (人)
2010年 監査	2	1	30	6	3	90
2020年 監査	4	2	50	12	6	180
2010年 レビュー	1	0.5	15	3	1.5	45
2020年 レビュー	1.6	0.8	24	4.8	2.4	72

ここで、レビューとは、46条に基づいて定められ、または承認されたレビュー業務の基準に従って提供される監査業務サービスであると定義され、レビューの対象は、適切な閾値に基づいて顧客の作成責任者によって作成された歴史的財務情報であり、レビュー業務実施者の目的は入手した証拠に基づいて、宣誓監査人の報告書において一般化された消極的形式でレビューの要約を利用者に提供することであるとされている（51条）。

そして、46条では、宣誓監査人の専門家業務基準は、①欧州委員会によってEU法化され、欧州委員会規則によって定められた国際的な基準、②①でカバーされていない部分については国際会計士連盟の原則および国際的な基準に基づいて作成された基準、および、③①および②の基準によってカバーされていない部分についての他の基準であると定められている（1項）¹⁵⁾。ここで、国際的な基準とは、国際会計士連盟によって承認された、国際監査基準、国際

レビュー業務基準、国際保証業務基準、国際関連業務基準、国際品質管理基準、倫理規程、および、宣誓監査人の活動を規律する他の文書であるとされている(3項)。

Arengu [2019] は、2011年には、7,973社が監査を受け、2,144社がレビューを受けたが、監査またはレビューが義務付けられる閾値の引き上げを背景として、2018年には、5,027社が監査を受け、2,746社がレビューを受けたという集計結果を示している(もともと、中小会社は計算書類の提出が遅いため、レビューを受けた会社は3,000近いと考えられると指摘されている)。そして、レビュー制度の導入は成功であったと評価している。

2) ラトビア

年度財務諸表および連結財務諸表に関する法律¹⁵⁾の91条は、総資産額80万ユーロ、純売上高160万ユーロ、平均被用者数50人という3つの閾値のうち2つ以上を直前2事業年度において超えている会社などの年度財務諸表および連結財務諸表は宣誓監査人または宣誓監査人会社による監査を受けなければならないと定めている。さらに、同92条1項は年度財務諸表の限定的レビューとは、宣誓監査人に関する法律に従って、財務諸表に示されたデータおよび法人所得税額の準拠性を含む情報に関して実施されるレビュー業務であると定義し、監査を受けることを要しない会社のうち、総資産額40万ユーロ、純売上高80万ユーロ、平均被用者数25人という3つの閾値のうち2つ以上を直前2事業年度において超えている会社の年度財務諸表は宣誓監査人または宣誓監査会社による限定的レビューをうけなければならないと定めている(ただし、監査を受けることを選択することもできる)。

そして、宣誓監査人に関する法律である監査サービス法(Revīzijas pakalpojumu likums)の2015年10月29日改正(Latvijas Vēstnesis, 227,

15) ②および③の基準については、監視委員会が承認するものとされている(46条2項)。

16) Gada pārskatu un konsolidēto gada pārskatu likums, Latvijas Vēstnesis, 222, 12.11.2015.

19.11.2015) 後28条1項は、宣誓監査人および宣誓監査人会社は、年度財務諸表および連結財務諸表に関する法律にいう年度財務諸表の限定的レビュー (ierobežoto pārbaudi) を、本法の規定により、ラトビアにおいて認められている国際的な監査基準、すなわち、国際レビュー業務基準の要求事項に従って、実施しなければならないと定めている。また、ラトビア宣誓監査人協会は、本項の要求事項に合致するように、宣誓監査人および宣誓監査人会社によって実施されるべき企業所得税額の遵守性レビューの方法論を含む手順を含む手続きを定めなければならないとしている。そして、年度財務諸表の限定的レビューが終了したときは、宣誓監査人はラトビアにおいて認められている国際的な監査基準、すなわち、国際レビュー業務基準の要求事項に従って、レビュー報告書を作成しなければならないとされている（28条2項）。

3) フィンランド

(1)でみたように、2018年の経済・雇用省のワーキンググループ報告書では、監査を受ける義務を負う会社の閾値を引き上げることが提案されたが、その提案は受け入れられなかった。しかし、小規模会社にとっての監査の負担を軽減することについては広い支持が見られた (Työ- ja elinkeinoministeriö [2018] ; Työ- ja elinkeinoministeriö [2020])。そこで、2019年3月1日に、新たにワーキンググループが設置され、その報告書¹⁷⁾では、零細会社は、一定の要件の下で、法定監査よりも負担の軽いレビューを選択できるようにすることが提案された (Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.10)¹⁸⁾。これは、国際監査・保証審議会が策定した国際レビュー業務基準 2400 に一定の税務上の情報が要求事項に従っているかどうかの検証などのフィンランド固有の要求事項を追加した

17) この報告書における提案について、2020年11月4日まで意見募集が行われた。

18) この変更により、約35,000社の株式会社、3,300社の組合 (henkilöyhtiölle) および160の協同組合がレビューを選択できることになると考えられていた。そして、経済・雇用省が行った調査によれば、回答者の明らかに多数がレビューを選択することに興味を持っていた (Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.33)。

ものであった（Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.7 ja 13）。また、レビューが法定される場合に、マネーロンダリング防止法の範囲をレビューに拡張することも提案していた。これは、灰色経済が増大するリスクを軽減することを目的としていた。また、会社法および協同組合法に少数派社員・組合員が監査を要求できる権利を定めることを勧告した（Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 13 ; Tilintarkastus T. Virkilä [2020]）。さらに、業務実施者に関する原則と倫理上の義務は法定監査の場合とレビューの場合とで異なるものとするものとされていたが（Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.13 ; Ammattitilintarkastajat [2020]）、レビューは法定監査と異なり、会計記録および業務を対象としないものとされていた¹⁹⁾。

他方、この報告書には、ワーキンググループ内で、とりわけ、レビューの対象となる企業、レビューの内容および目的の明確化ならびに国際的な基準の位置づけについて意見の一致を見なかったため、具体的な提案は含められなかった（Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.10）。実際、この報告書には、9つの反対意見（うち、2つは条件付き、1つは反対および条件付き、1つは補足的）が付されていた（Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s.70-105）。

特定の課題と懸念とが繰り返し述べられ、報告書は法改正のための十分な基礎を提供しておらず、さらに検討が必要とされるものであるとみられている。ワーキンググループに与えられた目的は達成できていないと主張されており（Prepula/Sandell [2020] ; Valtiovarainministeriö [2020] ; Oikeusministeriö [2020]）、内務省はワーキンググループの提案がそのままの形で実現する可能性は低いと評価している（Sisäministeriö [2020]）。報告書における提案では保

19) フィンランドにおいては、監査の対象はその会社または財団のその会計年度の会計記録、財務諸表および業務（hallinto/förvaltning）であるとされている（監査法 [2015年法律第1141号] 第3章第1条）。すなわち、監査人は財務諸表のみならず、業務を監査するものとされている。すなわち、取締役構成員等または業務執行者が会社に損害を与える行為をしていないかどうかを判断し、また、一般的に、法令・定款違反行為がないかどうかを調査するものとされている（監査報告書の記載事項を定める監査法5条参照）。

証のための業務量や費用が削減できないため、小規模企業の状況を改善するという目的が実現できているように思われないと指摘され (Sisiäminiteriö [2020]; Karttunen [2020]; Ruohonen [2020]; Valtiovarainministeriö [2020]; Verohallinto [2020]; Oikeusministeriö [2020])、内務省は、業務実施者の手続および報告は増加する可能性があるとすら指摘している (Sisiäminiteriö [2020])。フィンランド国税庁も、レビューのための費用は現在の監査のための費用——監査費用は将来さらに高くなるかもしれないが——に近くなると見積もられると述べたし (Verohallinto [2020])、フィンランド財務管理協会を代表して *Karttunen* は、レビューのための費用は現在の監査のための費用を上回ることすらあると主張した (Karttunen [2020])。東フィンランド大学の会社法の教授である *Ruohonen* は、利害関係を有する会社の大多数は、実現する可能性が低い費用節減効果に基づいてレビューに関心を持っていると指摘した (Ruohonen [2020])。

しかも、会社にとっての事務負担は削減されるようには見えない一方で、保証水準は低下するであろうと主張されている (Sisiäminiteriö [2020]; Karttunen [2020]; Prepula/Sandell [2020]; Ruohonen [2020]; Valtiovarainministeriö [2020]; Oikeusministeriö [2020])。また、レビューを選択すると借入利率が上昇し (Karttunen [2020])、また、外部からの資金調達に面倒になるであろうと指摘された (Sisiäminiteriö [2020]; Karttunen [2020]; Oikeusministeriö [2020])。さらに、灰色経済およびマネーロンダリングならびにテロ資金提供のリスクが高まり、フィンランド経済にマイナスの影響を与えることがありうるとまで言われている (Sisiäminiteriö [2020]; Karttunen [2020]; Verohallinto [2020]; Finanssivalvonta [2016])。COVID-19のために様変わりした環境およびそのための資金ニーズの増加やその他の効果も考慮に入れられるべきであるともコメントされている (Valtiovarainministeriö [2020]; Sisiäminiteriö [2020]; Finanssiala [2020])。

Prepula と *Sandell* (監査人) は規制の簡素化という目的は達成されず、とりわけ、経営者および所有者の観点からみると規制がむしろ複雑化すると主張し

ている。国際レビュー業務基準2400に基づくレビューは主として質問と分析的手続によるため、財務報告の信頼性は大きく低下する。さらに、税務上の数値との調整は作業量を大きく増加させ、その結果、提案されているレビューは全体としてみれば監査より負担が軽くなるわけではないと指摘した (Prepula/Sandell [2020])。

もっとも、*Ruohonen* は会計記録および業務がレビューの対象から除外されていることは問題であるが、さまざまなステークホルダーの利害が適切に考慮に入れられるのなら、簡易な監査はありうるという考え方を示し (Ruohonen [2020])、国税庁は、最も小規模な企業に限定して考えるのではなく、監査制度の改革は全体として検討されるべきであるとの意見を表明した (Verohallinto [2020])。また、司法省は、よい監査実務の意味を強調し、国際監査基準の適用の影響および監査を受けなければならない企業の閾値を引き上げることが持つ影響を調査することが重要であるという見解を示した (Oikeusministeriö [2020])。さらに、商工会議所およびフィンランド企業連盟はレビューを認めるのでは不十分であり、フィンランド企業の競争力を高めるために、零細企業には監査を受けることを要求しないように閾値を引き上げるべきであるとの見解を表明した (Keskuskauppakamari/Suomen Yrittäjät [2020])。また、フィンランド金融業協会は、その活動の性質、所有構造および資金調達構造などのような会社の特性に基づいて、より正確な保証が必要な会社とより低位の保証で十分な会社とを法令で定めるべきであるとした (Finanssiala [2020])。

3 オーストラリア

第一次会社法簡素化法 (First Corporate Law Simplification Act 1995, No. 115 of 1995) による改正後会社法 (Corporations law 1989) 283A 条および 289 条により大規模閉鎖会社 (large proprietary company) に対して、監査人を選任することが求められるに至った²⁰⁾。これは、改正前には、経済的には重要であっても、免除閉鎖会社は一定の財務報告上の要求事項からの免除を享受できるという異常 (anomaly) があったという認識に基づくものである²¹⁾。当該会計年

度の連結ベースの営業収入が1000万オーストラリアドル以上、当該会計年度末の連結ベースの総資産が500万オーストラリアドル以上、当該会計年度末の会社および子会社の被用者が50人以上という3つの規準のうち2つ以上をみたす閉鎖会社が大規模閉鎖会社であるとされた。

もっとも、閉鎖会社は、監査人として、会社の役員 (officer)、会社の役員のパートナー、雇用者もしくは被用者または会社の役員のパートナーも

20) 改正前には免除閉鎖会社 (exempt proprietary company) は監査人を選任することを要しないものとされていた。ここで、免除閉鎖会社とは公開会社 (public company) が株主に含まれない閉鎖会社であるとされていた。なお、会社および証券に関する議会合同法定委員会 (Parliamentary Joint Statutory Committee on Corporations and Securities : PJSC) の閉鎖会社の規制の側面に関する報告書 (Report on Aspects of the Regulation of Proprietary Companies, March 2001) は、このような大小区分ではなく、免除閉鎖会社および非免除閉鎖会社という改正前の区分を再導入することを勧告したが (para.4.23) [ただし、労働党の委員は、当面の間は、大小区分を維持すべきであるという反対意見を述べた (Labor Senators' and Members' Minority Report, p.5)], 2001年会社法ではこの勧告は反映されなかった。

21) cf. BILLS DIGEST, No. 12.1995, First Corporate Law Simplification Bill 1994 <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/06320/upload_binary/06320.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/06320%22>, p. 7 (Main Provisions, Comment to Clause 4(2)). もっとも、改正前の1994年6月30日時点では、公開会社17,000社、非免除閉鎖会社23,000社のみならず、免除閉鎖会社20,000社が監査人を選任していたと指摘されている (Review of Requirements for the Registration and Regulation of Company Auditors. Report of a Working Party of the Ministerial Council for Corporations, July 1997, p.33, note 17)。

22) 改正前には免除閉鎖会社についてのみ認められていたが、改正により閉鎖会社すべてに拡張された。なお、このような改正に対して、オーストラリア勅許会計士協会およびオーストラリア公認会計士協会は懸念を表明したが、会社および証券に関する議会法定合同委員会は、この問題には監査および会計作業部会が対応することになると述べた (Report on the First Corporate Law Simplification Bill 1994, para. 2.68)。なお、作業部会は、現在、閉鎖会社が会社の役員または会社の役員と一定の関係を有する者を監査人として選任できるとしている免除規定を削除するように、会社法324条1項f号および2項g号は改正されるべきであると勧告した (Review of Requirements for the Registration and Regulation of Company Auditors. Report of a Working Party of the Ministerial Council for Corporations, July 1997, Recommendation 9.1)。

しくは被用者を選任することができるものとされた（改正後324条1項f号・2項g号）²³⁾。もっとも、監査人になることができる者は登録会社監査人（registered company auditor）に限られており（改正後324条1項d号）、所属する会計職業人団体の倫理規程に従う必要があり、会社の監査人となるにあたって、倫理規程を考慮に入れる必要があった。

また、313条は、オーストラリア証券委員会は、計算書類の監査を受けることが会社にとって不合理な負担をもたらすときには、その会社に対して監査を受ける義務を免除することができる旨を定め、オーストラリア証券委員会は、その判断にあたって、監査要求に従うことによる予想コストおよび予想便益ならびに監査要求に従う上で会社が直面する実務上の困難（たとえば、監査要求がその会社に適用される初年度において、または、その会社が大規模閉鎖会社と小規模閉鎖会社のカテゴリーの間で頻繁に動くような場合）を考慮に入れるものとされた。そして、予想便益との関係では債権者および潜在的債権者の数、債権者および潜在的債権者の立場（とりわけ、会社についての財務情報を別途入手する能力）ならびに会社の債務の性質と程度が考慮に入れられる²³⁾。

その後、2004年会社法経済改革プログラム（監査改革および会社開示）法（Corporate Law Economic Reform Program（Audit Reform & Corporate Disclosure）Act 2004）による改正により、2001年会社法に324CH条が設けられ、監査人の独立性の観点から、監査人は会社との間で一定の関係を有しないことが求められるに至ったが、同条1項1号から9号までの関係（被監査事業体の役員（officer）もしくは監査密接関連被用者（audit-critical employee）²⁴⁾、被監査事業体の役員もしくは監査密接関連被用者のパートナー、雇用者もしくは

23) これは、会社および証券に関する議会同法法定委員会の1995年第一次会社法簡素化法案の付属文書4の項目1から4についての報告書（Report on Items 1-4, Schedule 4, of the First Corporate Law Simplification Bill 1995）の勧告1に従ったものである。

24) 被監査会社等の被用者であって、雇用されている地位にゆえに、監査の対象となる財務報告書の内容の重要な側面または監査の実施または有効性に重要な影響を与えることができるものをいう（2001年会社法9条）。

被用者、被監査事業体の役員もしくは監査密接関連被用者の被用者のパートナーもしくは被用者、一定の期間内に被監査事業体の役員もしくは監査密接関連被用者であった者など）を有しないという要求事項は、小規模閉鎖会社には適用されないこととされた。これは、*Ramsay* 報告書の勧告に従ったものである²⁵⁾。すなわち、*Ramsay* 報告書では、小規模閉鎖会社についてのみ324条が定める雇用関係の禁止の対象外とすることが、大規模閉鎖会社が監査人の独立性ルールに服することを確保することにより、作業部会の主要な懸念に対応するものであり、小規模閉鎖会社に費用の負担を課さないことから、最も適切な方法であると考えた²⁶⁾。そして、政府も会社法経済改革プログラム・ペーパー第9号でその方針を示していた²⁷⁾。

現在では、会社、登録スキームまたは開示事業体は、その財務報告書につき監査を受けることが原則であるが（2001年会社法301条1項）、小規模閉鎖会社は、クラウドファンディングによる株主がいること（2001年会社法292条2項c号）または5%以上の議決権を有する株主による指示により財務報告書を作成するに過ぎない場合には監査を受けることを要せず、その場合でも、前者の場合には会社がこれまで行ったクラウドファンディングの合計額がクラウドファンディングを行ったことを理由として監査が要求される閾値（300万オーストラリアドル）よりも低いときには、後者の場合には監査を受ける旨の指示がないときには、それぞれ、監査を受けることを要しない（2001年会社法301条2項）²⁸⁾。なお、2019年7月1日より、大規模とされる規準が引き上げられ

25) 2002—2003 The Parliament of The Commonwealth of Australia, House of Representatives, Corporate Law Economic Reform Program (Audit Reform and Corporate Disclosure) Bill 2003, Explanatory Memorandum, paras.4.13 and 5.158.

26) Review of Current Australian Requirements and Proposals for Reform : Report to the Minister for Financial Services and Regulation, 2001, p.42-43, note 21.

27) CLERP Paper No. 9 : Proposals for Reform – Corporate Disclosure : Strengthening the financial reporting framework, 2002, p.52.

28) 保証有限会社についても監査を受けることを要しない場合が規定されている（2001年会社法301条3項4項）。

ており、連結総営業収益5,000万オーストラリアドル以上、連結総資産2,500万オーストラリアドル以上、100人以上の被用者という3つの規準のうち2つ以上をみたす会社が大规模会社とされている（2001年会社法45A条2項、2001年会社規則 regulation 1.0.02B）。

そして、オーストラリア証券投資委員会は、申請に基づいて、一定の規準をみたす場合には、監査を受ける義務から監査を受ける義務から会社、登録スキームまたは開示事業体を免除することができる（2001年会社法340条および341条）。免除できるのは、監査を受ける義務を遵守することが、財務報告その他の報告書をミスリーディングなものとする、状況に照らして不適切である、または、不合理な負担を課すとオーストラリア証券投資委員会が認める場合である（2001年会社法342条1項）。そして、閉鎖会社の場合に、会社に不合理な負担を課すことになるかについては、オーストラリア証券投資委員会は監査要求に従うことによる予想コストおよび予想便益、監査要求に実効的に従う上で会社が直面する実務上の困難（たとえば、監査要求がその会社に適用される初年度において、または、その会社が大规模閉鎖会社と小規模閉鎖会社のカテゴリーの間で頻繁に動くような場合）、当該会計年度中の会社の営業の非同例的な側面ならばオーストラリア証券投資委員会が関連すると考える他の事項を考慮に入れる（2001年会社法342条2項）。そして、予想便益との関係では債権者および潜在的債権者の数、債権者および潜在的債権者の立場（とりわけ、会社についての財務情報を別途入手する能力）ならびに会社の債務の性質と程度を考慮に入れる（2001年会社法342条3項）。

4 ニュージーランド

大规模会社（外国会社または外国会社の子会社を除き、過去2会計年度末のいずれにおいても連結総資産が6000万ニュージーランドドルを超えるものまたは過去2会計年度のいずれにおいても連結営業収益が3000万ニュージーランドドルを超えるものが大规模とされる [2013年財務諸表法45条1項]）。一定の例外あり）、公的企業である会社、大规模外国会社（外国会社または外国会

社の子会社を除き、過去2会計年度末のいずれにおいても連結総資産が200万ニュージーランドドルを超えるものまたは過去2会計年度のいずれにおいても連結営業収益が100万ニュージーランドドルを超えるものが大規模とされる〔2013年財務諸表法45条2項〕。一定の例外あり）および10人以上の株主がいる会社（一定の例外あり）はその財務諸表について資格を有する監査人の監査を受けなければならない（1993年会社法206条・207条）。

10人以上の株主がいるにもかかわらず、監査を受けなくともよいのは、会社法207I条の規定（会社法207条の規定を適用しないことを選択できる旨の規定）を適用しない旨を明示的にその会社の定款に定めておらず、かつ、大規模会社でも公的企業でもなく、かつ、一定の期間²⁹⁾内に開催される株主総会において、議決権を有する株主の議決権の95%以上の賛成により、当該会計年度につき監査を受ける要求事項³⁰⁾に服さない旨を決議した場合である（1993年会社法207I条）。

同様に、大規模会社が監査を受けなくともよいのは、会社法207J条の規定（会社法207条の規定を適用しないことを選択できる旨の規定）を適用しない旨を明示的にその会社の定款に定めておらず、かつ、公的企業や207E条³¹⁾の下で財務諸表を登録することが要求されている会社でもなく、かつ、一定の期間内に開催される株主総会において、議決権を有する株主の議決権の95%以上の賛成により、当該会計年度につき監査を受ける要求事項³²⁾に服さない旨を決議

29) 会計年度の開始日から会計年度の開始から6カ月経過した日、当該会計年度中の年度株主総会の会日または会計年度が6カ月未満の場合は貸借対照表日のいずれか早い日までの間。

30) 財務諸表および連結財務諸表を作成する義務や年度報告書を作成する義務に服さない旨を決議することもできる。

31) 大規模外国会社のほか、ニュージーランド外で設立された法人の子会社、ニュージーランド外で設立された法人またはニュージーランドに通常居住していない者が、合わせるとその会社の総会において25%以上の議決権を行使したまたは行使を支配できる権利を保有している大規模会社（一定の例外あり）がこれに該当する（1993年会社法207D条）。

32) 財務諸表および連結財務諸表を作成する義務や年度報告書を作成する義務に服さない旨を決議することもできる。

した場合である（1993年会社法207J条）。

5 カナダ

連合王国の1908年会社統合法に倣って、1917年会社法改正法（8 George V, c.25）に監査を強制する規定が設けられたが（94A条）、これは1916年事業利益戦費税法（Business Profits War Tax Act, 1916, 6 & 7 George V, c.11）および1917年所得戦費税法（Income War Tax Act, 1917, 7 & 8 George V, c.28）の適用のためであったと指摘されている。すなわち、監査を強制する条項と最低限の開示要求はより一貫し、かつ、比較可能な課税の基礎を提供するものであり、財務諸表による開示の適切性に対する評判のよい職業人による保証があることによって「課税の公平」がみたされたとされ、国中が戦争に尽力しているときに、監査を要求するこのような法律が成立したのかについての文献はほとんどみあたらないと指摘されている（Murphy [1980] p. 90-91）³³⁾。その後、1970年改正（1969-70, c.70）により、カナダ会社法（Canada Corporations Act）は、総営業収益が1000万カナダドル以下であり、かつ、総資産が500万カナダドルを超えない非公開会社（非公開会社ではない会社の子会社を除く）では、出席株主全員の同意により、会社もしくは子会社の取締役、役員もしくは被用者または取締役、役員もしくは被用者のパートナー、雇用者もしくは被用者を監査人として選任することを認めた（131条2項・2.1項、128条1項b号。See e. g. Iacobucci *et al.* [1977] p. 388-389）。

ところが、1975年カナダ事業会社法では、公開会社および総営業収益が1000万カナダドルを超えるか、総資産が500万カナダドルを超える非公開会社はその財務諸表につき監査を受けなければならないこととされた。それ以外の非公開会社は議決権を有する株主を含む総株主の同意により監査人を選任することを要しないものとされた（154条1項・157条）^{34,35)}。この規定は、非公開会社に分類されても、大規模なコングロマリットの子会社はカナダにおいてか

33) もっとも、1914年から1915年にかけて会社の破たんもみられた（Goodman [1917] p.44）。

なりの経済的インパクトを有することに着目したものである。これらの会社のカナダ経済にとっての経済的重要性ゆえに、監査済財務諸表の開示要求による公的説明責任の手段を有することが重要であると考えられた。また、同じ事業を行っている公開会社に比べて、このような大規模非公開会社に情報の非開示による競争上の利益を与えるべきではないと考えられた (Iacobucci *et al.* [1977] p. 389)。さらに、立案担当者は、「ある会社については、その株主が望むのであれば、監査を受けることの便益なしで済ませることができるようにすべきであるということに合意するが、会社に監査人を置くのであれば、その監査人は独立していなければならない。手短かに言えば、よい監査か全く監査がないという区別であるべきであり、よい監査と疑問が残る監査という区別であるべきではない」と述べた (Dickerson *et al.* [1971] p.110 (para.335))。

しかし、州法を準拠法として設立することによって、会社は連邦法における財務諸表の監査および公開の要求を回避することができた。これは、各州の会社法は1975年カナダ事業会社法に一般的には倣った規定を設けたものの、財務諸表の監査および公開を求める160条などを取り込まない傾向が見られたためである (Canadian Bar Association [1994] p. 7)。この不一致が連邦レベルの立法者にとって懸念の元となっていた。そこで、1994年に、法案C-12が可

34) アルバータ会社法118.1条は、5人以下の株主しかおらず、50万カナダドル以下の総資産、100万カナダドル以下の営業総収益の非公開会社については、総株主が書面で同意した場合には、当該年度につき、監査人を選任することを要しないものとしていた。オンタリオ事業会社法167条以下も同様に規定しており (ただし、子会社の場合にはさらに親会社も監査人の選任を要しないことが要件)、プリティッシュ・コロンビア会社法202条も、報告会社ではない会社においては、総株主 (ただし、子会社の場合にはさらに親会社も監査人の選任を要しないことが要件) が書面で同意すれば、当該年度につき監査人を選任することを要しないものとしていた (プリンス・エドワード・アイランド事業会社法128条も同様)。ニュー・ブラウンズウィック事業会社法129条・130条は、カナダ事業会社法と同様のアプローチを採用したが、閾値は50万カナダドル以下の総資産であって、100万カナダドル以下の営業総収益であることとされた。

35) なお、1979年改正 (1978-79, c.9, s.49) で、完全子会社である会社は長官に対して監査人を選任することからの免除命令を申請することができるものとされた。

決され、カナダ事業会社法 160 条が改正され、非公開会社については、総株主の同意があれば年度財務諸表につき監査を受けないことが認められることとなった（163 条）。

1994 年改正は、カナダの連邦レベルの会社法を——カナダおよびその他の国におけるほど、大規模な外国非公開会社についての問題がないアメリカ合衆国を主要な例外として——圧倒的に多くの OECD および G7 諸国に比べて、非公開会社の監査および登録の要求に関して寛大なものとした（Sub-Committee on Bill C-12 [1994] p. 1 :18）。法案 C-12 についての議員に対する説明書では、監査済財務諸表を登録することを非公開会社に要求することを止めるカナダ事業会社法の改正の正当化事由として、法曹界および私企業がカナダ事業会社法 160 条が非公開会社の設立準拠法としてカナダ事業会社法の魅力を失わせると考えていることが指摘された。すなわち、監査済財務諸表の登録についてのこの規定は、貴重な会社の機密情報を競争相手に公開させることになりカナダ事業会社法に基づいて設立された大規模非公開会社の競争力を損なうと述べられた（Industry Canada [1994] Section 160(1)）。このような説明は、カナダ法曹協会が、法案 C-12 に関する小委員会にあてた書簡の中で、法律家は自己の顧客に対して、160 条を理由として、カナダ事業会社法を準拠法とせず、州法を準拠法として設立するように助言してきたと述べていたことを背景としている（Canadian Bar Association [1994] p. 7）。

また、改正についての下院での審議の際に、産業大臣は、大規模な非公開会社による財務諸表の公開は「州によっては要求されていないし、我々の主要な貿易先であるアメリカ合衆国の法によっても要求されていない」と述べ、大規模非公開会社の財務諸表の公開に強制することは、外国企業がカナダで設立すること、とりわけ、連邦法の下で設立することを思いとどまらせる可能性があるという懸念を表明した（*Commons Debates*, May 4, 1994, p. 3903 [John Manley]）。

なお、このような監査要求についての改正に対して、会計士団体などは強く反対したが（Rennie *et al.* [2003] p.232-234）、財務諸表利用者はあまり関心

を示さなかったようである (Sub-Committee on Bill C-12 [1994] p. 1 : 24-1 : 25)。

参考文献

- Ammattitilintarkastajaty [2020] *Ammattitilintarkastajat ry : n lausunto* <https://api.hankeikkuna.fi/asiakirjat/3c9f73f6-1e04-4d91-8a6c-8d6e3c322a97/5ed9efb7-8a74-4823-b7c6-00417673b2b4/LAUSUNTO_20201106133657.PDF>
- Arengu, M.-M. [2019] *Review engagements in Estonia – the story so far* <<https://tilintarkastajat.fi/blogit/review-engagements-in-estonia-the-story-so-far/>>
- Brønnøysundregistrene [2015] *Fortsatt stor vekst i nye aksjeselskap – ferre NUF, Pressemelding* 07.01.2015 <<http://www.bygg.no/article/1221864>>
- Canadian Bar Association, National Business Law Section [1994] *Commentary to the Sub-Committee on industry of the standing committee on Bill C-12 : An Act to Amend the Canada Business Corporations Act and to make consequential amendments to other acts*
- Dickerson, R.W.V./Howard, J.L./Getz, L. [1971] *Proposal for a New Business Corporations Law for Canada*, vol.1, Information Canada
- Ekobrottsmyndigheten [2016] *Effekter på den ekonomiska brottsligheten efter avskaffandet av revisionsplikten för mindre aktiebolag*. Rapport, juni 2016, EBM A-2016/0375 <<https://www.ekobrottsmyndigheten.se/Documents/Rapporter/PM%202016-06-01%20rapport%20-%20slutversion.pdf>>
- Eriksen, Ø. [2010] *Revisjon vs. skatterevisjon* <<https://www.skatterevisor.no/nyheter/aktuelle-tema/2-fagpolitisk-tema/222-revisjon-vs-skatterevisjon>>
- Finanssiala [2020] *Täydentävä lausuma*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 105-109
- Finanssivalvonta [2016] *Kurjallinen yhteenveto : Hallinnon tarkastus ja tilintarkastusvelvollisuuden rajat* <<https://www.finanssivalvonta.fi/globalassets/fi/saantely/lausunnot/2016/251016.pdf>>
- Goodman, M. [1917] The Chartered Accountants of the Dominion – A discussion and suggestion, *The Canadian Chartered Accountant*, vol.7 (July) : 44-46
- Haugen, K.S. /Nygren, E.A. [2015] *Virksomheter og skatteunndragelser. En analyse av Skatteetatens kontroller*. Master Thesis, NTNU Business School, Norwegian University of Science and Technology <https://ntnuopen.ntnu.no/ntnu-xmlui/bitstream/handle/11250/2368703/Haugen%20Nygren_2015.pdf?sequence=1>
- Iacobucci, F./ Pilkington, M. L./Prichard, J. R. S. [1977] *Canadian business corporations*, Canada Law Book
- Industry Canada [1994] *An Act to amend the Canada Business Corporations Act : Briefing Book*

- Karttunen, J. [2020] *Eriävä mielipide*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 77–81
- Keskuskauppakamari/Suomen Yrittäjät [2020] *Eriävä mielipide tilintarkastusta arvioineen työryhmän mietintöön*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 74–76
- Langli, J.C. [2015] *Evaluering av unntak for revisjonsplik i små aksjeselskaper*. Rapport til Finansdepartementet, knyttet til Finansdepartementets anbud av 17. desember 2012 <[http://home.bi.no/john.c.langli/paper/Langli_2015.03.26_Evalueringssrapport_\(625s\).pdf](http://home.bi.no/john.c.langli/paper/Langli_2015.03.26_Evalueringssrapport_(625s).pdf)>
- Murphy, G. [1980] Financial statement disclosure and corporate law : The Canadian experience, *International Journal of Accounting*, vol. 15, no.1 : 87–99
- Nygaard, A.A. [2016] *Skatteatferd i små aksjeselskaper*. Master Thesis, NTNU Business School, Norwegian University of Science and Technology <<https://ntnuopen.ntnu.no/ntnu-xmlui/bitstream/handle/11250/2428760/AndreasArentzNygaard.pdf?sequence=1>>
- Oikeusministeriö [2020] *Eriävä ja täydentävä mielipide*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 96–104
- Prepula, J./Sandell, T. [2020] *Eriävä mielipide*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 81–86
- Rennie, M./ Senkow, D./ Rennie, R./ Wong, J. [2003] Deregulation of the Private Corporation Audit in Canada : Justification, Lobbying, and Outcomes, *Research in Accounting Regulation*, vol.16 : 227–241
- Revisjonspliktutvalget [2008] *Revisjonsplikten for små foretak*. NOU 2008:12.
- Riksrevisionen [2017] *Avskaffandet av revisionsplikten för små aktiebolag – en reform som kostar mer än den smakar* (RiR 2017:35) <https://www.riksrevisionen.se/download/18.3da1b3d160c00a26d2c0f3/1518435499282/RiR_2017_35_REVISIONSPLIKT_ANPASSAD.pdf>
- Ruohonen, J. [2020] *Eriävä mielipide*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 87–90
- Sisäministeriö [2020] *Eriävä mielipide luonnoksesta hallituksen esitykseksi eduskunnan tilintarkastuslain muuttamisesta*. SM2017803, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 71–73
- Sub-Committee on Bill C-12 [1994] *Minutes of proceedings and evidence of the sub-committee on Bill C-12, an Act to amend the Canada Business Corporations Act and to make consequential amendments to other Acts, of the Standing Committee on Industry*, Queen's Printer for Canada
- Tilintarkastus T. Virkilä Oy [2020] *Tilintarkastus T. Virkilä Oy:n lausunto* <https://api.hankeikkuna.fi/asiakirjat/3c9f73f6-1e04-4d91-8a6c-8d6e3c322a97/e964b7ff-6b3b-4596-bf74-5e5a30ca8583/LAUSUNTO_20201106133657.PDF>
- Työ- ja elinkeinoministeriö [2018] *Työryhmän muistio tilintarkastuslain määrittäytistä lainkohdista ja hallinnollisen taakan keventämisestä* <https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/160475/TEMjul_1_2018_Tilintarkastus.pdf>
- Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] *Kevyemmän tarkastuksen käyttöönottoa valmistelleen työryhmän mietintö*. 2020:38

論説 (弥永)

Valtiovarainministeriö [2020] *Valtiovarainministeriön ehdollinen eriävä mielipide työ- ja elinkeinoministeriölle lakisäätöistä tilintarkastusta kevyemmän tarkastuksen käyttöönottoa koskevan työryhmän muistiosta*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 91- 94

Verohallinto [2020] *Verohallinnon ehdollinen eriävä mielipide työryhmämuistioon*, in : Työ- ja elinkeinoministeriö [2020] s. 95-102

弥永 真生 [2014] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保：デンマーク」 会計 186 巻 2 号 : 137-148

この論稿は、JSPS 科研費 JP 25285026 および JP 19H01427 の助成を受けた研究の成果です。

(やなが・まさお 筑波大学ビジネスサイエンス系教授 [2021年3月31日時点])